

岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援（障害福祉サービス等分）補助金等 交付要綱

（総則）

第1条 県は、予算の範囲内で、障害福祉サービス事業者等（以下「補助事業者」という。）が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で障害福祉サービス等を再開し、及び継続的に提供するために行う事業並びに補助事業者が行う障害福祉サービス等の利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけ及び新型コロナウイルス感染症の感染防止のための環境整備の取組に要する経費に対し補助金を、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら障害福祉サービス等の継続のために業務に従事した職員等に対し慰労金を交付するものとし、当該補助金及び慰労金（以下「補助金等」という。）の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス事業者等 県内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第11項に規定する障害者支援施設において同条第1項に規定する施設障害福祉サービスを行う事業、同条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業、同条第26項に規定する移動支援事業、同条第27項に規定する地域活動支援センター及び同条第28項に規定する福祉ホーム並びに同法第77条の2に規定する基幹相談支援センターを運営する事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、同条第7項に規定する障害児相談支援事業、同法第42条に規定する障害児入所施設及び同法第43条に規定する児童発達支援センターを運営する事業、地域生活支援事業等の実施について（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1）別記1-3別添1に規定する障害者相談支援事業、別記1-11に規定する訪問入浴サービス及び日中一時支援並びに別記1-14に規定する盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業並びに盲人ホーム運営要綱（昭和37年2月27日付け社発第109号厚生省社会局長通知別紙）に規定する盲人ホームを運営する事業を行う者をいう。
- (2) 障害福祉施設等 前項に規定する事業を行う事業所及び施設をいう。

（欠格事由）

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金等の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額並びに補助金の額並びに慰労金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び額は、知事が別に定める。

（補助金等の交付申請）

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、知事が別に定める申請書に当該申請書において定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定等）

第6条 知事は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の交付の決定をしたときは、補助事業者又は交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（知事が別に定める事業区分内の変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の20パーセント以内の減額を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
 - (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (7) 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (8) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。
 - (9) 前号の規定による報告があった場合は、当該仕入控除額に相当する金額の全部又は一部を県に返還させることがあること。
 - (10) その他知事が必要と認める事項
- 2 前号第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第8号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号から第3号までの承認 承認申請書（別記第1号様式）
 - (2) 前項第8号の規定による報告 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第2号様式）

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、第6条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助金の変更交付申請)

第9条 補助金の交付の申請を行った者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で補助金の交付を受けようとするときは、変更の必要が生じた日から30日以内に、知事が別に定める申請書に当該申請書に定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項に規定する変更の交付申請があった場合について準用する。この場合において、同条第2項中「補助事業者又は交付対象者」とあるのは、「補助事業者」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、知事が別に定めるところにより、知事の実績報告を行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、補助対象事業の完了又は廃止に係る補助対象事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれにつけた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第3号様式により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期等)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第4号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

3 慰労金は、第6条第1項の規定による交付決定後において交付する。

(決定の取消し)

- 第13条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれにつけた条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は補助事業者若しくは交付対象者がこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

- 第14条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第15条 補助事業者及び交付対象者（以下この条において「補助事業者等」という。）は、第13条第1項の規定による処分に関し、前条第1項の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
 - 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
 - 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 5 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(書類、帳簿等の保管)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金等から適用する。